○総務省告示第三百九十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十二年郵政省告示第七百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

令和七年十二月十五日

総務大臣　林　芳正

一　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～96　略］	［1～96　同左］
97　削除	97　(1)　神奈川県川崎市中原区小杉町３―247―１　(63.90) (2)　神奈川県川崎市幸区下平間347　(41.30) / 北緯35度34分32秒東経139度39分21秒の地点と北緯35度33分30秒東経139度40分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［98～880　略］	［98～880　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

二　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～101　略］	［1～101　同左］
102　削除	102　(1)　茨城県常総市水海道橋本町3300　(60.50) (2)　茨城県つくばみらい市筒戸字諏訪3338―１　(58.80) / 北緯36度01分28秒東経139度59分35秒の地点と北緯35度59分53秒東経139度59分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度59分19秒東経139度59分14秒の地点と北緯35度59分17秒東経139度59分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側そ